

広報

こうさ

Public Relations Kosa-Town Kumamoto



Contents 4月号・目次

- 巻頭特集 ■P 2～3：町内全域を対象とした光ブロードバンド通信環境の整備に着手
- 特集 ■P 4：平成22年度予算と事業
- まちの話題 ■P 9：平成21年度「陣ノ内館跡」発掘調査現地説明会
- 木の風景 ■P 24：免の山の山桜

No.489

4

毎月1日発行
April 2010



花と緑の町
こうさ

世界につながる 未来につながる

光ブロードバンド・インターネット

町内全域を対象とした光ブロードバンド通信環境の整備に着手

現在、町内の一部のみを提供されているインターネットのブロードバンド・サービスの地域間格差を是正し、高度情報化社会に対応できるまちづくりを目指す

めに、町では、町内全域を対象として、民間通信事業者による光ブロードバンド通信環境の整備に着手し、平成22年度内にサービス提供を開始します。

光ブロードバンド通信環境を町内全域で整備

現在、本町は、インターネットなどをより快適に利用することができるブロードバンド通信サービス（ADSLなど）が、民間通信事業者から町内の一部にしか提供されていない状況にあります。

そこで、町では、今後のまちづくりを進める上で、高度情報化社会における情報通信に関する本町の課題を総合的に解決するとともに、企業誘致や若者の

定住促進などに関する重点施策をより効果的に実施するための検討を重ねた結果、町内全域を対象とした光ブロードバンド通信環境整備を、平成22年度に実施することとしました。

民設民営方式による整備で町の財政負担を大幅に軽減

今回の整備に当たり、町の経費負担をより軽減するために、「民設民営方式」により整備を行います。

「民設民営方式」とは、町が直接的に通信施設などの環境整

NTT西日本が整備・運営を実施



▶ 奥名町長から通知書を手渡された中江支店長

3月24日(水)町長室で、町内全域での光ブロードバンド整備および運営を実施する西日本電信電話株式会社（NTT西日本）熊本支店の中江章三支店長に、奥名克美町長から本事業に関する補助金交付決定通知書が手渡されました。

平成22年12月までに、同社が新たに採用する、信頼性が高くセキュリティなどに優れた規格の光ファイバー回線通信網「フレッツ光ネクスト」を整備して、インターネット接続やIP電話のサービス提供を開始します。

備やサービス提供を行わず、整備・運営を実施する民間通信事業者を選定し、サービス提供を始めるための事業費を補助する方式です。この方式は、自治体が自ら通信網を整備し運営を事業者者に任せる「公設民営方式」と比較して、施設整備にかかる経費の一部のみを町は負担するだけで、整備後の運営にかかる経費や施設の更新にかかる経費などを町は必要としません。

そのようなことから、後年にわたる経費負担が町には発生せず、公費の支出をより抑えることができることから判断して、「民設民営方式」による整備を行います。

「民設民営方式」による光ブロードバンド通信環境の整備で、自治体内の全域で実施するのは九州初になります。

また、利用者は、運営する事業者の通常のサービス料金で利用することができ、料金の中に整備に関する費用負担が追加になることはありません。

NTT西日本による環境整備およびサービス提供

整備および運営を実施する事業者は指名型総合評価方式で選定し、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）熊本支店が今回の事業を実施します。

光ファイバー敷設などの整備の総事業費は6億1,390万円、このうち町が2億6,900万円を同社に補助します。補助には、国土交通省の地域住宅交付金や過疎債を充てます。整備する光ブロードバンド通信環境は、光サービスの中でもセキュリティに優れた最新サービスを導入します。

平成22年度内でのサービス提供スタートを目指し整備

今後は、平成22年12月下旬でのサービス提供開始を目指して整備を進めます。

町民の皆さんの個人宅などへのサービス提供につきましては、平成22年12月下旬以降、利用申込み契約の内容に応じた屋内配線工事の完了後に提供が開始されます。

詳しい内容や申し込みについては住民説明会を開催

今後の詳しい整備日程やサービス内容、利用料金、お申し込み手続き方法などについては、事業者による住民説明会などを開催して随時お知らせします。

お問い合わせ先

町総務課
096・234・1111
(内線251)

光で広がる、快適ライフスタイル ～光ブロードバンドの接続イメージ～



※1「回線終端装置」は、レンタル提供されます。
※2「ひかりTV」はオプション契約になります。専用受信機は、レンタル提供されます。



予算と事業

■一般会計当初予算は、

47億6,771万円を計上

■新規事業として、ごみ減量化対策、

中学校改築事業などを予算化

本町の平成22年度予算が、町議会3月定例会で成立しました。今年度の予算編成は、単独町での継続可能な財政の構築と予算の質の向上を図りました。しかし長引く景気低迷の影響で、一般財源（町が自由に使えるお金）である町税が減少し、歳出面では中学校改築事業や公債費の返済にかかる経費が増加して、財源不足が生じました。

このような厳しい財政状況の中で、財政の健全化を図り財源不足を解消するために、引き続き「町行財政改革大綱」に基づく行財政改革に取り組み、「行財政改革実施プログラム」を予算編成に取り入れ、事業の見直しおよび経費の削減を行いました。

た。それでも不足する財源を補てんするために、財政調整基金（貯金）を取り崩すという非常に厳しいものとなりました。

しかし、将来を見据えた町づくりを目指して、前年度に引き続き「子育て支援を含む、定住促進事業及び特産品開発事業」を重点事業として取り組み、さらには、環境対策や教育環境の整備をするために、「ごみの減量化対策」や「中学校改築に向けた関係事業」などを新規事業として盛り込みました。

以上のことから、今年度の一般会計予算は、歳入・歳出それぞれ47億6,770万5,000円となり、前年度対比で3.6割の増額となりました。

■平成22年度当初予算一覧

会計	項目		予算額	
一般会計	歳入		47億6,771万円	
	歳出		47億6,771万円	
特別会計	国民健康保険特別会計		16億1,467万円	
	老人保健特別会計		201万円	
	介護保険特別会計		12億1,682万円	
	後期高齢者医療特別会計		1億4,333万円	
	住宅新築資金等貸付特別会計		10万円	
	計		29億7,693万円	
	上水道事業	収益的収入	事業収益	1億3,902万円
		および支出	事業支出	1億3,902万円
資本的収入		資本的収入	4,299万円	
および支出		資本的支出	1億2,293万円	

一般会計歳入総額
47億6,771万円

【歳入項目の説明】

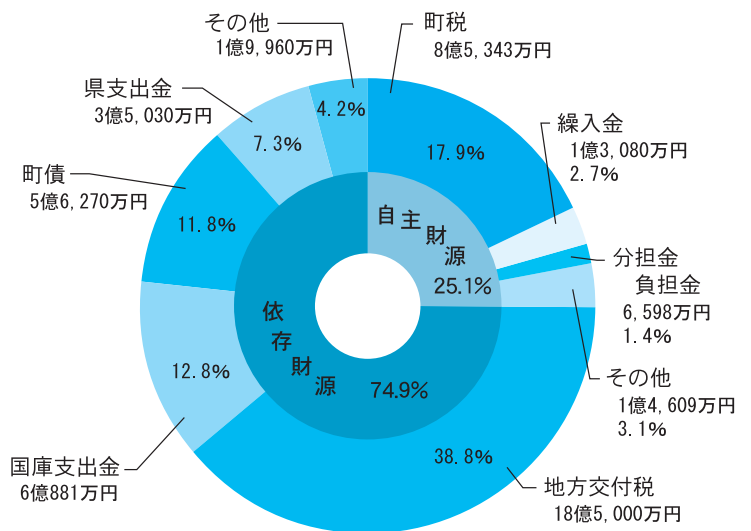
《自主財源》

- 町税 町民の皆さんに納めてもらった町民税や、会社の法人税など
- 繰入金 積み立てておいた基金（預金）を取り崩して受け入れたもの
- 分担金および負担金 町が行う特定の事業によって利益を受ける人から徴収されるもの
- その他 町の施設の使用料や証明書の発行手数料。預金利子や前年からの繰越金など

《依存財源》

- 地方交付税 どの市町村でも、ある一定の住民サービスが出来るように、それぞれの市町村の実情に応じて国から交付されるもの
- 国庫支出金 事業を行うための国からの負担金や補助金
- 町債 道路や小・中学校などの社会資本を整備するための借金
- 県支出金 事業を行うための県からの負担金や補助金
- その他 国から配分される地方譲与税やゴルフ場利用税などの各種交付金

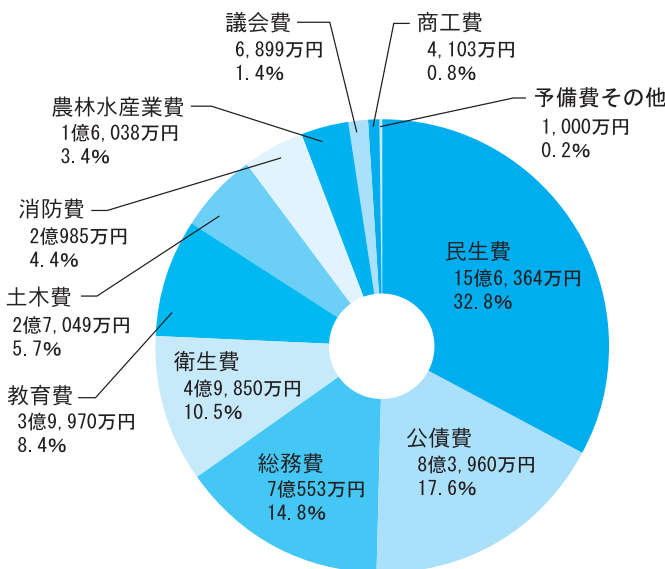
歳入



歳出

【歳出項目の説明】

- 民生費 高齢者福祉、児童福祉、または障がい者福祉など、町が行う福祉事業全般にかかる経費
- 公債費 町の借金である町債を毎年返済するための経費
- 総務費 町全体の運営に関する経費や、財産の管理にかかる経費
- 衛生費 町民の健康のための経費や、ごみ、し尿などの処理にかかる経費
- 教育費 小・中学校の義務教育にかかる経費や、公民館活動・保健体育活動などの社会教育にかかる経費
- 土木費 町道、河川維持や整備にかかる経費
- 消防費 消防組合・消防団の運営にかかる経費や、防災にかかる経費
- 農林水産業費 農林業振興のための経費や、農道などの維持や整備にかかる経費
- 議会費 町議会の開催や運営にかかる経費
- 商工費 商工業振興や観光対策にかかる経費
- 予備費・災害復旧費・諸支出金 風水害や台風による災害の復旧のための経費など



一般会計歳出総額
47億6,771万円

平成22年度当初予算の主な事業

民生費 15億6,364万円 (32.8%)

高齢者福祉、児童福祉、または障がい者福祉など、町が行う福祉事業全般にかかる経費

- ・私立保育所保育の実施費：3億3,500万円
私立保育所運営の経費のうち、町が補助する経費
- ・障害者支援費等扶助費：2億5,308万円
障がい者の皆さんに使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・後期高齢者医療費：2億3,053万円
後期高齢者医療費で使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・子ども手当給付費：2億1,840万円
中学3年生までの子ども一人につき月額1万3,000円給付するための経費
- ・介護保険特別会計繰出金：1億8,244万円
介護保険に使われるお金のうち、町が払わなければならない経費

公債費 8億3,960万円 (17.6%)

町の借金である町債を毎年返済するための経費

総務費 7億553万円 (14.8%)

町全体の運営に関する経費や、財産管理にかかる経費

- ・定住促進助成金：1,915万円
若者の定住を図るために助成する経費
- ・第6次町総合計画策定業務：422万円
町の総合的かつ計画的な行政運営の基本指針である総合計画を策定するための経費

衛生費 4億9,850万円 (10.5%)

町民の健康のための経費や、ごみなどの処理にかかる経費

- ・ごみ・し尿処理組合負担金：2億39万円
ごみ・し尿の処理のため、町が負担する経費
- ・国民健康保険特別会計繰出金：9,910万円
国民健康保険で使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・子ども医療費助成事業：2,700万円
中学3年生までの子どもの医療費のうち、町が負担する経費

教育費 3億9,970万円 (8.4%)

小・中学校の義務教育にかかる経費や、公民館活動・保健体育活動などの社会教育にかかる経費

- ・小・中学校管理事業費：6,928万円
小学校および中学校を管理するための経費
- ・中学校校舎設計委託料：4,360万円
中学校校舎建設のための実施設計にかかる経費
- ・文化財保護費：921万円

遺跡の発掘調査や、文化財の保護のために使う経費

土木費 2億7,049万円 (5.7%)

町道や河川の維持・整備にかかる経費

- ・町道改良舗装事業：1億8,101万円
町道の改良や舗装をするための経費
- ・町道などの維持管理費用：2,814万円
町道などの補修に使う経費
- ・町営住宅管理費：2,249万円
町営住宅の修理などに使う経費

消防費 2億985万円 (4.4%)

消防組合・消防団の運営にかかる経費や、防災にかかる経費

- ・上益城消防組合負担金：1億3,036万円
上益城消防署の運営のために町が負担している経費
- ・防火水槽や小型動力ポンプなどの整備：3,232万円
消火活動に必要な施設を整備するための経費

農林水産業費 1億6,038万円 (3.4%)

農林業振興や、農道などの維持や整備にかかる経費

- ・農道整備などの各種県営事業負担金：1,736万円
県が行う農道整備などの公共事業のうち、町が負担する経費
- ・中山間地域等直接払交付金：1,089万円
中山間地域の農地保全のために使う経費
- ・農地・水・環境保全向上対策事業費：1,011万円
農村の環境荒廃の抑制や環境に配慮した農業経営のために使う経費

議会費 6,899万円 (1.4%)

町議会の開催や運営にかかる経費

商工費 4,103万円 (0.8%)

商工業振興や観光対策にかかる経費

- ・特産品開発委託事業費：565万円
甲佐町ブランドを作るための商品開発に使う経費
- ・商工会補助金：430万円
甲佐町商工会に町が補助する経費
- ・観光協会補助金：440万円
甲佐町観光協会に町が補助する経費
- ・甲佐町プレミアム付商品券補助金：150万円
甲佐町商工会発行のプレミアム付商品券に対して、上乘せ部分を補助する経費

予備費・災害復旧費など 1,000万円 (0.2%)

災害復旧などにかかる経費

農地制度が変わりました！

わが国の食料自給率は約4割で、先進国の中で最低水準です。将来に向けて食料の国内自給率を高めるためには、かけがえのない農地を守り、生かすことが重要です。こうした観点から農地法等が改正され、平成21年12月15日に施行されました。新たな農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸し借りをやりやすくして、農地を最大限利用することを狙っています。

新しい農地法等はこうなりました!!

許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されました！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

耕作しないしていると…

遊休農地に対する指導が強化されました！

- すべての遊休農地が指導の対象となりました。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されました！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

農作業
常時
従業者

農業
生産法人

農作業
常時従業者
以外の個人

農業生産
法人以外の
法人

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になりました！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになりました。



＝農地を利用されている皆様へ＝

農業委員会が農地の利用状況を調査します!!

農地の減少を食い止め、最大限に活用するため新たな農地法が施行されました。

- 農業委員会では、農地の利用状況調査（各個人に配布及び現地調査）を実施いたします。
- 農地の貸し借り、売買を推進します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝
町農業委員会（町産業振興課内）電話 096 - 234 - 1111（内線153）

▼甲佐小学校多目的ホールで開催された成果発表会



地域で学校の活性化を支援

学校支援地域本部事業成果発表会

2月28日(日) 甲佐小学校多目的ホールで、平成21年度学校支援地域本部事業成果発表会および教育講演会が開催されました。

同事業は、学校と家庭、地域が一体となり、地域全体で学校での教育活動を支えるために、平成20年度から文部科学省が始めたもの。地域住民がボランティアとして学校に関わり、学校の活性化につなげようとする支援活動で、学習の補助や校内の清掃作業、登下校時の交通安全指導、学校行事への参加など

を行います。

本町では、同小(吉見和洋校長205人)が平成20年度から取り組んでいます。

同発表会では、平成21年度における活動内容と成果について、村上邦生コーディネーターが報告。保護者や学校支援ボランティア、区長、民生・児童委員など約90人が参加しました。

また、教育講演会では、九州ルーテル学院大学の大畑誠也客員教授を講師に迎え、「地域で育てる地域の子ども」と題して講演しました。

認知症への新たな支え合いを

平成21年度認知症サポート・リーダー養成講座

平成21年度認知症サポート・リーダー養成講座が、昨年10月から2月にかけて5回にわたり開催されました。

同講座は、(社)甲佐町社会福祉協議会(奥名克美会長)の主催。

認知症高齢者が増加する中で、地域住民に認知症に対する正しい理解を広め、地域で暮らす認知症の人やその家族が安心して毎日を暮らせるための支援活動

などを行う「認知症サポート・リーダー」を養成し、福祉による地域づくりを目指すことを目的に開催。地域福祉推進員や民生・児童委員などが参加し、66人が講座を修了しました。

講座では、認知症に対する理解やケア方法についての講演や、支え合うためにできることを話し合うグループワークなどを行いました。



▶認知症の人を支え合う活動について話し合ったグループワーク

自転車競技で九州大会に出場

田上大貴くん(甲佐中3年・下横田区)

2月12日(金)から14日(日)まで、沖縄県で九州地域自転車競技大会が開催され、田上大貴くん(甲佐中3年・下横田区)が、3種目で上位に入賞しました。

水泳や陸上、トライアスロンなどに取り組んでいた田上くんは、父・敏一さんの勧めで小学5年生から自転車競技を始め、昨年9月から本格的に競技に取り組んでいます。

田上くんは4種目に出場し、中学生の部1キロタイムトライアルで2位、同スクラッチで2位、同ロードレースで5位に入賞しました。

大会を振り返り、「次回出場するときは、もっといい記録を出したい。高校でもしっかり練習して、全国大会で活躍できる選手になりたい」と語りました。



▶九州地域自転車競技大会で、3種目で上位入賞を果たした田上くん

すべての人が幸せになるために

平成21年度甲佐町人権教育講演会

3月6日(土) 町生涯学習センター・ホールで、平成21年度甲佐町人権教育講演会が開催されました。

町教育委員会の主催。「ぬくもりを感じて」と題して、徳島県人権啓発青少年団体連絡協議会「止揚の会」の中倉茂樹さんが講演。約150人が参加しました。

被差別部落出身の中倉さんが



▶結婚差別の実体験を題材にして、差別根絶を強く訴える中倉さん



▲新設された信号機の点灯式に出席した関係者および白旗小児童

安心安全のための信号機

甲佐大橋東側交差点押しボタン式信号機点灯式

3月7日(日) 国道443号の甲佐大橋東側交差点(糸田)で、同交差点押しボタン式信号機点灯式が開催されました。

同交差点は、国道443号と広域農道「マミコウロード」が交わる地点。登下校時などは交通量が多く、通学路として危険性が高いことから、長年にわたる地元からの信号機設置の要望を受けて新設されました。

式典には、町、御船警察署、地域住民および白旗小6年生など約50人が出席。白旗小6年の池田力水くん(中早川区)と東泰成くん(早川区)が「信号機が設置されて安心して道路を渡れます。これからも交通ルールを守ります」と交通安全の誓いを宣言しました。

式典後に信号機が点灯され、児童たちが渡り初めをしました。

南側斜面の空堀を発見

平成21年度「陣ノ内館跡」現地説明会



▲平成20年度から5か年計画で実施されている「陣ノ内館跡」発掘調査。平成21年度は館を中心に南北にわたり試掘。

3月20日(土) 豊内の町指定文化財「陣ノ内館跡」で、埋蔵文化財調査に関する平成21年度現地説明会が開催されました。

同説明会は、平成20年度から5か年計画で進められている同史跡の調査状況の説明を目的に、町教育委員会が主催。関係者など約40人が参加しました。

同史跡は免の山に位置し、東西約210m、南北約140mの大きさで、中世の館跡としては、全国的にも類を見ない規模。平成21年度の調査では、館中心の平坦部を南北に試掘。最北

部の試掘坑では、地層の状態から土塁が「上げ土(あげつち)」の伝承のとおり盛り土による造りであることを確認。最南部では、深さ3m、推定延長50m以上にわたる人為的な掘り込みも見つかり、南側の防壁のための堀の一部と考えられます。

町教育委員会では、「これまで南側の防壁は、急斜面にある階段状の遺構のみと考えられていましたが、空堀と土塁を加えた三重の防壁が推定され、かなりの有力者の館跡であったと考えられます」と話しました。

後 期高齢者医療保険

◆ 後期高齢者医療保険の皆さんへお知らせです

● 平成22・23年度の保険料率が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合では、2年ごとに後期高齢者医療保険料の見直しを行います。

平成22・23年度については、次のように決まりましたので、お知らせします。

▼ 平成22・23年度の後期高齢者医療保険料

○ 均等割額（年額）

47,000円

○ 所得割率

9・03割

1人当たりの保険料額（年額）は、均等割額＋所得割額（基礎控除後の総所得金額×9・03割）になります。

※年額50万円が上限になります。

● 平成22年度の保険料についても軽減があります

平成22年度も、保険料の軽減は続きます。

▼ 所得が低い人の軽減

○ 「均等割額」の軽減（被保険者と世帯主の総所得金額で計算）

◎ 9割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない場合）

◎ 8・5割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯

◎ 5割軽減

基礎控除（33万円）＋24・5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯

◎ 2割軽減

基礎控除（33万円）＋35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

○ 「所得割額」の軽減（被保険者の総所得金額で計算）

◎ 5割軽減

基礎控除の総所得金額が58万円以下の人

▼ 職場の健康保険などの被扶養者の人の軽減

均等割額が9割軽減され、所得

割額はかかりません。

▼ 保険料額の例

・例①

均等割の軽減9割で、所得割なしの場合

年額 4,700円

・例②

均等割の軽減8・5割で、所得割なしの場合

年額 7,000円

● 保険料の支払い方法は、特別徴収・普通徴収の2種類

○ 特別徴収（年金からの天引き）の人

平成22年4月から、特別徴収で支払います。

平成20年中の所得をもとに計算された仮徴収額となります。

平成22年度の確定保険料は、平成21年中の所得確定後の7月以降決まります。

○ 普通徴収（納付書や口座振替）の人

平成22年7月から、普通徴収でお支払いいただきます。

平成21年中の所得確定後の確定保険料になります。

※75歳で後期高齢者医療の被保険

者になってしばらくは、普通徴収になります。その後、特別徴収に変わります。

なお、特別徴収で支払う人は、申し出により、口座振替への支払方法に変更ができます。

ただし、確実な納付が見込めない人は、変更できない場合があります。

※後期高齢者医療の保険料を、配偶者や子どもの口座からの振替にした場合は、支払った人の社会保険料控除とすることができます。

● 保険料の滞納に伴う被保険者証の交付について

毎年8月に、後期高齢者医療被保険者証の交付を行います。前年度以前の保険料が未納である人については、短期証の交付となります。

● 保険料の滞納に伴う被保険者証の交付について

町で実施する健診（血液検査など）は、自己負担800円で受けることができます。また、同時にがん検診（自己負担あり）も実施していますので、自身の健康を維持するために1年に1度は、進んで健診を受けましょう。

人権

▶ Human Rights

● 人権ってなんだろう？

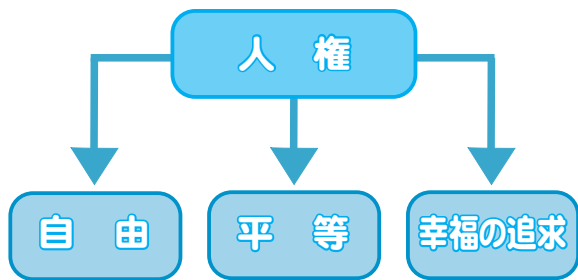
人は誰でも自分らしく、幸せに生活するという基本的な権利を、生まれながらに持っています。この権利を「人権」といいます。

しかし、「人権」というと、「難しい・堅苦しい」とか、「自分には関係ない」と考えてしまうなど、普段の生活からかけ離れた「非日常的なこと」と受け止められる傾向があります。しかし、人権問題

◆ 自分らしく生きるために シリーズ①

は、私たちの日常生活の場である家庭や地域、職場などのあらゆるところに存在しています。

私たちは、知らず知らずのうちに他人を傷つけてしまっていることもあります。一人ひとりの人権が大切にされるために一番大事なことは、すべての人がお互いを尊重しながら行動することです。そのためには、一人ひとりが同和問題をはじめさまざまな人権問題について正しく理解するとともに、身近にある人権問題に気付き、自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けることが大切です。



- 自由**
 - ・住みたいところを自由に選べる。
 - ・自由に学問や表現ができる、など。
- 平等**
 - ・年齢の違いや障がいのあるなどで差別的な取り扱いをされない、など。
- 幸福の追求**
 - ・私たちは個人として尊重され、名誉、プライバシーを守られる、など。

つまり、人権とは…
私たちみんなが生まれながらにして持っている、奪われることのない権利

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-2447

国民健康保険

▶ National Health Insurance

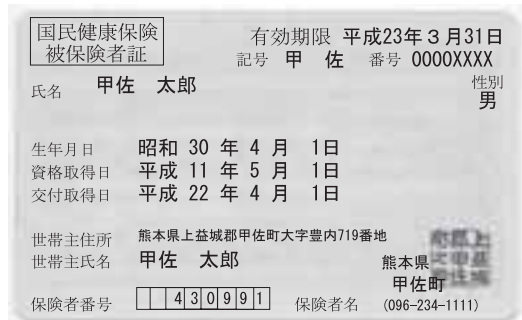
◆ 国民健康保険被保険者証の交換はお済みですか？

● 被保険者証の交換がお済みでない人は窓口で交換を！

甲佐町国民健康保険に加入されている人で、平成22年度の被保険者証の交換がまだお済みでない人は、旧被保険者証をお持ちの上、町住民生活課窓口で切り替えを行ってください。

※後期高齢者医療制度に該当する人の被保険者証は、7月に送付します。

● 「カード」形式に変わった国保の被保険者証



● 被保険者証が「カード」に変わりました

これまで、国保の被保険者証は、加入世帯ごとに1枚交付していましたが、平成22年度からは被保険者1人に1枚のカード形式となりました。被保険者証の交付を受けたり必ず記載内容を確認し、紛失しないよう大切にしてください。

①住所・氏名など記載内容に誤りがないかご確認ください。

②カードは台紙からはがし、ケースに入れてご使用ください。

③被保険者証は身分を証明するもの

● 遠隔地被保険者証の手続きについて

被保険者証のカード化に伴い、遠隔地被保険者証の手続きは不要となります。ただし、修学や施設入所などで住民票が甲佐町にない人については、町住民生活課への届け出が必要です。

● 印かん

・4月1日以降に発行された在学証明書または在園証明書

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線108)

特産品開発住民ワークショップ

2月19日(金)・3月1日(月)町農業研修センター「ろくじ館」

Focus 2010

地域資源を掘り起こし
「甲佐ブランド」を検討

2月19日(金)・3月1日(月)の
2回にわたり、町農業研修センター
「ろくじ館」で、甲佐町特産品開発住
民ワークショップを開催しました。

このワークショップは、平成21年度
から町が取り組む「特産品開発事業」
の「環」として開催。この事業は、本町
の自然環境などから生み出される資源
を基に加工品などを研究開発し、付加
価値のある「甲佐ブランド」を確立す

ることで、本町に人を呼び寄せるよう
な、町全体のイメージアップ戦略を展
開することを目的として実施。農林水
産業者や商工業者、企業、住民などが
連携して、それぞれの知識・知恵を結
集しながら「甲佐町のイメージ」に
合った商品開発を進め、生産力や販売
力の強化を図って町全体を活性化し、
個性豊かなまちづくりを目指します。

ワークショップには、町民など約20
人が参加。第1回は、初めに、本町の
特産品などに関して実施した町民対象
のアンケートと、福岡市・熊本市の市
民を対象としたアンケートの調査結果
について検証。続いて、グループに分
かれて、地図に本町の地域資源で重要
だと思ふものを理由とともに付せんで
落とし込む作業を実施。作業が終わっ
たら、特に重要と思われるものを5点
ほど選択して、各グループで発表しま
した。

第2回は、第1回で検討した地域資
源を基に、特産品としてどのように開
発するかについて検討。「誰が」「ど
こで」「何を」を使って(加工して)、「
誰をターゲットに」「どのようにお
金を稼ぐ」をキーワードとして、自分
たちが主体となってできそうなことを
念頭において企画書を作成し発表しま
した。

町では今回のワークショップでの検
証を踏まえて、今後も引き続き特産
品開発事業を進めます。



町では、『甲佐町史』編さん事業での取り組みの一環として、町内各地で文化財を含む資料を収集しています。この収集作業において、大変に貴重な資料が新たに確認できました。それらの中から町文化財に指定した4点を、町文化財保護委員の皆さんにご紹介させていただきます。

石造物に刻まれた甲佐の歴史

平成22年1月に町指定となった文化財をご紹介します。



緑川上流通漕碑

上揚・文化11(1814)年建立

この碑文は、江戸時代の役人・渡邊寛太によって記されたものです。碑文の内容には、緑川の水運が発達していなかったころの苦勞についてや、矢部の津留から砥用の桑津留までは下益城郡、桑津留から甲佐の豊内までは上益城郡が担当して川さらいを行ったことなどについて、近世における緑川改修の歴史が詳細に記録されている貴重な石碑です。



久米 壯亞さん

〔麻生原区〕

天文16(1547)年、阿蘇大宮司惟前の家臣で、陣ノ内館を造営した武将でもある宇治惟益夫婦が、生前に建てた石製の逆修碑です。

「逆修碑」とは、戦乱の絶えない戦国時代の中で、生前に自らの死後の冥福を祈るために建てた碑のことです。碑の上部中央に、仏を示す梵字「ぼんじ」を描き、その下部に建立者や建立時期を刻んだものが多く見られます。

町内にも多くの逆修碑が残されていますが、建立時期や建立者が判別できるものは珍しいです。また、町指定文化財「陣ノ内館跡」との関係も深く、資料的な価値が高いものです。



清村 一男さん

〔下豊内区〕

下豊内の逆修碑

豊内・天文16(1547)年建立



そのほかの 町指定文化財

今回紹介した、新たに町指定になった4点以外に、町内には、11の町指定文化財があります。



1	陣ノ内館跡	
	豊内	昭和55年指定
2	船津東前横穴群	
	船津	昭和55年指定
3	早川城跡	
	早川	昭和55年指定
4	早川六地藏	
	早川	昭和55年指定
5	鵜ノ瀬堰	
	豊内	昭和56年指定
6	円福寺跡阿弥陀如来座像	
	早川	昭和56年指定
7	目野薬師如来および十二神将像	
	中横田	昭和56年指定
8	甲佐(松尾・豊内)城跡	
	豊内	昭和58年指定
9	木造如来形座像(薬師如来)	
	上揚	昭和58年指定
10	緒方家文書	
	系田	平成14年指定
11	築の樋門	
	豊内	平成14年指定



津志田の逆修碑

津志田・天文20(1551)年建立

津志田の逆修碑は、周囲に江戸時代のものと見られる墓が多数寄せ集められています。碑の前面には、首を折られた地藏が置かれていて、これは、廃仏毀釈(はいぶつきしゃく)によるものかとも考えられます。「無忠大徳」(「無忠」とは僧侶の名前で、「大徳」とは徳が高く立派な僧侶の尊称)と刻まれており、中世の信仰形態を考える上で貴重な資料であると言えます。



内村 龍一さん

〔吉田区〕



薬王寺の宝篋印塔

早川・天文16(1547)年建立



本田 荘一さん

〔上早川二区〕



宝篋印塔(ほうきょういんとう)とは、宝篋印陀羅尼を書いて収めた塔のことです。基本的には下から、基壇、基礎、塔身、笠、相輪と積み上げられていますが、薬王寺のものは、町内に残る石造物資料として、現存最古の資料の一つです。

基礎と基壇がなく、最下段の塔身と見られる部分に文字が刻まれています。風化しており判読できません。

室町時代末期〜戦国時代初期の信仰資料として貴重なものです。

公民館だよ
町教育委員会公民館事務局
☎096-234-1111(内線321)

▼公民館自主講座のご案内

平成22年度学習発表会のご案内

生涯学習公民館自主講座の学習発表会を、次のとおり開催します。ステージ発表や作品展示をしますので、この機会に各講座をご覧くださいと思います。

- ・日時 4月18日(日)午前9時30分
- ・場所 町生涯学習センター・ホール、ギャラリーモール
- ・内容
【ステージ発表の部】キッズダンス、相撲甚句、フラダンス、3B体操、エアロビクス、町民コーラス、社交ダンス、レクリエーションダンス、オカリナ、大正琴
【展示発表の部】スタンドグラス、版画、書道、生け花、押し花、パッチワーク、陶芸、押し絵、絵画、水墨画、おとこの料理、ピーズアクセサリー。

20人が参加しました。実践発表では、北早川公民館と緑町公民館が発表。北早川公民館は、備後由喜江さん



▲北早川公民館区と緑町公民館の活動について実践発表

豊かにするのは人材。地域づくり」と題して、(財)星のふるさと理事長の江藤訓重さんが講演。江藤さんは「地域を

- ・講師 瀬戸口幸一さん(川尻農園・熊本市)
- ・内容 家庭菜園の基本、春野菜の芽摘み、春野菜の管理ほか

「住民参加による公民館活動」の大会テーマに沿って、実践発表と講演を実施。約1



▲約120人が参加して開催された町公民館大会

が「区内での交流を大切にしたいため、区の行事や活動などへの参加が増えた」と発表。

くりで住民が元気にがんばることで、人が集まる。地域の取り組みは、新たな時代に向けての人のづくりが基盤」と話しました。

◀公民館主催講座のご案内
園芸教室の受講生募集

平成22年度町公民館主催講座として、「園芸教室(季節の野菜の作り方)」を開催します。

第1回の日程は、次のとおりです。

- ・日時 4月27日(火)午前10時〜正午
- ・会場 町生涯学習センター研修室

LIBRARY

私は、『すみれちゃんは一年生』という本の名前と、表紙の絵のかわいらしさに魅かれて読み始めました。

4月から新1年生になる主人公のすみれちゃんは、どこにでもいる女の子です。この物語は、すみれちゃんの視線で日常が描かれています。

今月の案内人



小濱 美智代さん

初めての学校での出来事、担任の先生のこと、お友だちのことなど、子どものときは、こんなふうを感じたり心配したりしていたのかと、大

~ My Favorite Story ~
私のおすすめ図書

『すみれちゃんは一年生』(石井 睦美作・黒井 健絵)

すみれちゃんは、1年生になりました。ランドセルの色は、もちろんすみれ色です。1年生のお姉さんになって、すみれちゃんはうれしくてしかたありません。

人になって忘れていた思いをこの物語は教えてくれます。

すみれちゃんの家族は、お父さん、お母さんと妹のかりんちゃんの4人です。妹にとってはお姉ちゃんですが、1年生のすみれちゃんは、やっぱりまだ甘えん坊です。でも、一生懸命我慢します。お母さんから頼まれて、かりんちゃんの面倒をみたり一緒に遊んだりしますが、お姉ちゃ

んに徹しきれないところがあります。お母さんが言う「お姉ちゃんだから」という言葉は、すみれちゃんにとって荷が重いようです。

とても優しい文章で書かれていますので、子どもさんと一緒に読んでほしい一冊です。



元気いっぱい
こうさっ子!



菊地 こころ ちゃん
保育園でも、いっぱい
お友だちができてるといいな



はあと
菊地 珀亜人 くん
げんきいっぱい、
すくすくおおきな〜れ☆
〈父・健一さん 母・恵さん〉
(下横田区)

HEALTH CALENDAR

4・5月の保健活動

- ◆ 4か月・7か月児健診
4月15日(木) 午前9時
5月20日(木) 午前9時
- ◆ 1歳6か月児健診
5月11日(火) 午後1時
- ◆ 3歳児健診
5月11日(火) 午後1時20分
- ◆ 3種混合予防接種
4月6日(火) 午後1時30分
4月30日(金) 午後1時30分
- ◆ BCG予防接種
5月18日(火) 午後1時30分
- ◆ 甲友会
4月21日(水) 午前10時
5月19日(水) 午前10時

▶ お問い合わせ先
町総合保健福祉センター
☎096-235-8711

◆メタボリックシンドロームに 着目した「特定健康診査」

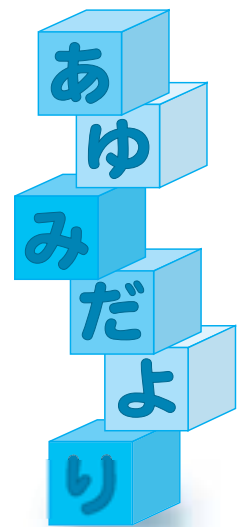
平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査(特定健診)が始まりました。この健診は40歳〜74歳のすべての人が必ず受診することが義務づけられています。町では、国民健康保険加入の40歳〜74歳の人を対象に実施しています。

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖や高血圧、脂質異常が2つ以上加わった状態です。この状態は生活習慣病への入口で、放っておくと動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中、糖尿病の合併症など、深刻な病気につながる危険があります。

◆生活習慣病は、健康レベルが 悪化するほど改善が困難

生活習慣病は、次のような健康レベルで進行し、レベルが悪化するほど改善は難しくなります。健診を受診し、

特定健診を必ず受診しましょう！
～年に1度は健康診査～



町総合保健福祉センター
町地域包括支援センター
☎096-235-8711

早い段階から生活習慣の改善、健康づくりに取り組みましょう。

●健康レベルでの生活習慣病の進行

- ・レベル1 不健康な生活習慣
運動不足、栄養の偏り、たばこ、ストレスなど
- ・レベル2 内臓脂肪の蓄積肥満(メタボ予備軍)
高血圧、脂質異常、高血糖など
- ・レベル3 生活習慣病の発症(メタボリックシンドローム)
肥満症、高血圧症、脂質異常症、糖尿病など
- ・レベル4 重症化・合併症の発症
心臓病、脳卒中、糖尿病の合併症など

◆平成22年度町特定健診についてのお知らせ

- ・期間 6月21日(月)〜29日(火)
- ※6月24日(木)はありません。
- ・対象者 40歳〜74歳の国民健康保険加入者

※社会保険加入者については、保険者発行の受診券が必要となります。
・健診会場 町総合保健福祉センター
・そのほか 普段病院にかかっている人も特定健診を受診する義務があります。併せて、各種がん検診も受診することができます。

・レベル5 生活機能の低下
半身のまひ、日常生活への支障、認知症など
特定健診では、生活習慣病につながるメタボリックシンドロームおよび予備軍に該当する人を見極め、生活習慣の改善を支援する特定保健指導を行っています。

情報広場

お知らせ

御船地区衛生施設組合のし尿くみ取り停止のお知らせ

御船地区衛生施設組合では、し尿処理センターの機器点検のため、次の期間についてし尿くみ取りを停止します。

ご理解とご協力をお願いします。
し尿くみ取り停止期間
4月29日(木)～5月9日(日)

お問い合わせ先

- 御船地区衛生施設組合
☎096・282・2970
- 町環境衛生課
☎096・234・1111
(内線242)

身体障がい者に係る軽自動車税の減免申請について

身体障がい者の皆さんは障がいの区分に応じて、定められた

級の障がい有する場合、申請によって軽自動車税が減額または免除(減免)されることがあります。

減免の対象になると思われる人は、次の書類などを準備の上、町税務課に申請してください。

ただし、減免の対象になる自動車は、1人の身体障がい者に対して1台ですので、ご留意ください。

▼減免対象となる軽自動車

- ① 身体や精神に障がいのある人が所有(取得)する軽自動車
- ② 身体障がい者本人が、18歳未満の場合、療育手帳の場合、精神障害者保健福祉手帳の場合、その者と生計を一にする者が所有(取得)する軽自動車

で、専ら障がいのある人のために使用する軽自動車および単身で生活する障がい者のために使用する軽自動車申請に必要なもの

- ① 交付を受けている手帳
- ・身体障害者手帳

・戦傷病者手帳(身体障害者手帳の交付を受けないで、戦傷病者手帳の交付を受けているもの)

・療育手帳

・精神障害者保健福祉手帳

② 車検証

③ 運転者の運転免許証

④ 印かん

※①～④を準備の上、町税務課にて備え付けの軽自動車税減免申請書にご記入ください。

※軽自動車税納付書を受け取られたら、お手数ですが町税務課までお持ちください。

▼減免申請書の提出期限

4月23日(金)
お問い合わせ先
町税務課
☎096・234・1111
(内線111)

庭木の剪定(せんてい)くずの搬入抑制のお願い

町および御船甲佐クリーンセンターでは、リサイクルを推進

し、燃やすごみの削減に取り組んでいます。

近年、庭木の剪定(せんてい)で発生する剪定くずの搬入が増えています。剪定くずは焼却処理しますので、搬入量の増加は処理費用の増加や二酸化炭素の発生につながります。

大量の剪定くずにつきましては、リサイクル業者へ持ち込むなどの対応をしていただき、搬入量の抑制にご理解とご協力をお願いします。

▼お問い合わせ先

- 町環境衛生課
☎096・234・1111
(内線242)
- 御船甲佐クリーンセンター
☎096・282・0688

ミツバチに対する農薬危害防止のお願い

ミツバチは、採蜜はもとより、果樹類やイチゴ、メロン、スイカなどの園芸作物の花粉交配には不可欠で、農業において重要

日曜当番医

▶ 町総合保健福祉センター ☎096-235-8711

4月4日	谷田病院	☎096-234-1248
4月11日	桃崎整形外科	☎096-235-8111
4月18日	荒瀬病院	☎096-234-1161
4月25日	谷田病院	☎096-234-1248
5月2日	小屋迫医院	☎096-234-0165

ふるさと応援寄附金のお礼

▶ 町総務課 ☎096-234-1111(内線224)

「ふるさと甲佐応援寄附金」にご協力いただき、誠にありがとうございました。

町では、心温まるご好意を町の振興のために大切にに使わせていただきます。引き続き、多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶ 平成21年度寄附金額合計

180万6,300円 (3月15日現在)

- ☎096-234-1111 (代表)
- ☎096-234-1111 (代表)
- ☎096-235-8711
- ☎096-234-0755
- ☎096-234-2459
- ☎096-234-0255
- ☎096-234-3310
- ☎096-234-0423
- ☎096-282-0688
- ☎096-282-1955
- ☎096-282-1110
- ☎096-237-2891
- ☎096-282-2111
- ☎096-282-0016
- ☎096-383-1111

な役割を担っています。

これからかんきつ類の開花期を迎えますが、この時期の農薬散布に当たっては、次の3点に留意しミツバチの大量死亡事故が起きないように十分に注意しましょう。

▼留意すること

- ①農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合は特に注意する。
- ②近くの養蜂家と、巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換する。
- ③防除時は、ほ場周辺を十分確認しミツバチや巣箱に農薬がかからないように注意する。

▼お問い合わせ先

- ・ 県農林水産部農業技術課
TEL 096・333・2381
- ・ 県農林水産部畜産課
TEL 096・333・2401

緑川堤防の刈草を無償で提供します

国土交通省熊本河川事務所では、河川の適正な管理のため、年2回、緑川堤防の除草を行っています。

この除草では、推計で約1,360トンの刈草が発生します。

処分による環境への負荷を減らし、敷き草や堆肥(たいひ)などで有効活用するため、地域の

皆さんに無償で提供する取り組みを実施します。使ってみたい人は、ご連絡ください。

▼注意事項

- ・ 提供できる量や時期、方法には限りがあります。
- ・ 現地に取りに来れる人を優先します。
- ・ 転売目的でない人に限ります。
- ・ 刈草には、ごみなどの不純物が混ざっていることがあります。

▼申込期限

- ・ 第1回 4月30日(金)
- ・ 第2回 8月31日(火)

※提供先や量の調整のため、締め切りを設けていますが、お問い合わせは随時受け付けます。

▼お問い合わせ先

- ・ 国土交通省熊本河川国道事務所河川管理課
TEL 096・382・1111
- ・ 国土交通省熊本河川国道事務所緑川上流出張所
TEL 096・282・7337
- ・ 国土交通省熊本河川国道事務所緑川下流出張所
TEL 096・357・1797

定住促進住宅「サンコーポラス甲佐」の入居者募集

町では、4月1日(木)から、これまでの雇用促進住宅「サンコーポラス甲佐」を、甲佐町定

住促進住宅「サンコーポラス甲佐」として、指定管理者による運営を行います。

入居を希望する人は、募集期間内にお申し込みください。

手続きなど詳しい内容については、熊本県公営住宅管理センターへお問い合わせください。

▼募集住宅

甲佐町定住促進住宅「サンコーポラス甲佐」

- ・ 甲佐町大字緑町275番地13(エレベーターなし)
- ・ 平成4年3月建
- ・ 3DK

▼募集戸数

- 16戸
- ・ 1棟 3階2戸、4階4戸、5階5戸
- ・ 2棟 3階1戸、4階2戸、5階3戸

▼募集期間

4月8日(木)～16日(金)

※入居資格者が募集戸数より多い場合は、抽選会案内を通知します。

▼入居時期

5月中(予定)

▼入居資格

- ・ 甲佐町に定住するため住宅を必要とする人
- ・ 家賃および敷金を支払う能力を有する人
- ・ 税の滞納がない人

▼月額家賃など

- ・ 基本家賃 37,000円
- ※18歳以下の同居扶養親族者数によって減額があります。
- ・ 共益費 3,000円
- ・ 駐車場使用料 1台1,500円 2台2,500円

▼提出書類

定住促進住宅入居申込書、確約書、入居予定者全員の住民票、所得証明書、納税証明書、申込者の写真付き身分証明証の写し(運転免許証・パスポートなど)

▼注意事項

入居有資格者が募集戸数より多い場合は、抽選になります。また、入居契約に際して、家財保険への加入、保証会社の家賃保証制度への加入が必須となります。

▼お申し込み・お問い合わせ先
熊本県公営住宅管理センター
〒862・0976

熊本市九品寺3丁目15番4号
TEL 096・211・5030
FAX 096・211・5033

※指定管理者に関するお問い合わせ先

町建設課
TEL 096・234・2111
(内線163)

クリーンセンターへのごみ搬入量(2月)

種別	搬入量	前月比較	前年比較
可燃ごみ	161,770	△23,480	2,790
資源ごみ	25,160	8,310	1,910
粗大ごみ	4,220	1,090	△570
合計	191,150	△14,080	4,130

※単位は*。

▶ 町環境衛生課 TEL 096-234-1111 (内線242)

交通事故件数

種別	発生件数
事故件数	41 (△2)
死者	1 (1)
傷者	58 (4)

3月15日現在(カッコ内は前年比較)

▶ 町くらし安全推進室(内線241)

出動火災件数

種別	発生件数
家屋	2 (1)
原野	3 (3)
その他	0 (0)
合計件数	5 (4)

3月15日現在(カッコ内は前年比較)

▶ 町くらし安全推進室(内線241)

募集

自衛隊幹部候補生および一般曹候補生の募集について

自衛隊熊本地方協力本部

▶ 募集種目

- ①一般・技術幹部候補生
- ②歯科・薬剤幹部候補生
- ③一般曹候補生（第1回）

▶ 応募資格

- ①一般・技術幹部候補生

22歳以上26歳未満で、大学卒業程度の学力を有する者

※大学院修士課程修了者（見込み）は28歳未満

- ②歯科・薬剤幹部候補生

・ 歯科幹部候補生

24歳以上30歳未満で、専門の大学卒（見込み）の者

・ 薬剤幹部候補生

22歳以上26歳未満で、専門の大学卒（見込み）の者

※薬学修士取得者は28歳未満

- ③一般曹候補生（第1回）

18歳以上27歳未満の者

▶ 受験申込み受付期間

4月1日（木）～5月10日（月）

▶ 試験期日

- ①一般・技術幹部候補生

・ 1次試験 5月15日（土）

・ 2次試験 6月15日（火）～17日（木）のうち1日

- ②歯科・薬剤幹部候補生

・ 1次試験 5月15日（土）

・ 2次試験 6月15日（火）～17日（木）のうち1日

- ③一般曹候補生（第1回）

・ 1次試験 5月22日（土）

・ 2次試験 6月23日（水）～28日

（月）のうち1日

▶ お問い合わせ先

自衛隊熊本地方協力本部宇城募集案内所

☎0964-23-2047

くらし安全

4月から高齢者サポートネットワークが始まります

御船警察署

4月1日（木）から、高齢者の皆さんを地域で見守る「高齢者サポートネットワーク」（高齢者ネット）が始まります。

高齢者ネットとは、新聞を配達する人や郵便局員などのネットワーク参加企業に働く人とともに、高齢者の見守りや安否確認を通じて、高齢者を犯罪や交通事故から守ろうという活動です。

地域のみんで、高齢者を見守りましょう。

▶ 次のような高齢者を見掛けたらご連絡ください

- ・ 病气やけがで救護の必要ある高齢者
- ・ 認知症などで徘徊（はいかい）している高齢者

- ・ 交通事故に遭いそうな高齢者
- ・ 道路や緑石などに座り込んでいる高齢者、など

※救護や支援の必要があると思われる高齢者を見掛けたらご連絡ください。

▶ お問い合わせ先

高齢者サポートネットワーク事務局（御船警察署生活安全係内）

・ 専用電話

☎090-5729-3910

・ 御船警察署（代表）

☎096-282-1110

子育て支援カレンダー



◆ 甲佐保育園 ☎096-234-0186

4月3日（土）	入園式
園庭開放（土・日曜日、祝日を除く）	

◆ 若草保育園 ☎096-234-0013

4月1日（木）	入園式
園庭開放（土・日曜日、祝日を除く）	

◆ 竜野保育園 ☎096-234-0519

4月1日（木）	入園式
4月21日（水）	お誕生会
4月24日（土）	お見知り遠足
園庭開放（土・日曜日、祝日を除く）	

◆ 乙女保育園 ☎096-234-3947

4月6日（火）	入園式
園庭開放（土・日曜日、祝日を除く）	

◆ 緑川保育所 ☎096-234-0789

4月3日（土）	入園式
園庭開放（土・日曜日、祝日を除く）	

◆ 地域子育て支援センター（竜野保育園内） ☎096-234-0305

4月7日（水）	開所式
4月9日（金）	手型あそび
4月12日（月）	戸外あそび
4月14日（水）	散歩
4月16日（金）	風船あそび
4月19日（月）	小麦粉粘土
4月21日（水）	お誕生会に参加
4月24日（土）	お見知り遠足
4月26日（月）	ままごとあそび
4月28日（水）	こいのぼり作り
4月30日（金）	こいのぼり作り
育児相談（月～金曜日）	
体験保育（午前9時30分～正午）	



お知らせ掲示板

お知らせ

電線の近くはイエローカード 春期感電防止PR

九州電力(株)熊本東営業所

今年も、こいのぼりが元気に空を泳ぐ季節となりました。

こいのぼりが電線にかかると、感電する危険性があります。こいのぼりを設置する場合は、電線にかからないような場所を選びましょう。

また、釣りをを行う場合などでも、電線にかからないように注意しましょう。もし電線にかかっても、こいのぼりや釣り糸などを取ろうとして電柱や鉄塔に登ったり、竿でつついたりせず、九州電力(株)熊本東営業所までご連絡ください。

▶お問い合わせ先

九州電力(株)熊本東営業所

☎0120-986-604

開催

離婚やDVに関する 家事問題相談会

熊本県青年司法書士会

熊本県青年司法書士会では、離婚やドメスティックバイオレンス問題に関する家事問題相談会を開催します。

離婚に関する問題（離婚したい、夫婦関係を円満にしたい、離婚に伴う財産分与、養育費、親権、面接交渉権、年金分割など）や、配偶者や交際相手から受ける身体的・精神的・経済的な暴力（ドメスティックバイオレンス）に関する法的問題について、無料でご相談をお受けします。

面接と電話による相談に対応します。ご予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

▶開催日時 4月18日(日) 午前10時～午後4時

▶面接相談会場 熊本県司法書士会館
2階

熊本市大江4丁目4番34号

▶電話相談

☎096-364-0800

▶相談料 無料

▶お問い合わせ先

司法書士・山田佳代(司法書士・矢野事務所)

☎096-381-8777

二級ボイラー技士免許受験 資格取得講習の開催について

(社)日本ボイラ協会熊本支部

(社)日本ボイラ協会熊本支部では、次のとおりボイラー技士免許に関する講習を開催します。

▶ボイラー実技講習

この講習を修了すれば、二級ボイラー技士国家試験の受験資格を取得できます。

○開催地 熊本市

・5月22日(土)～24日(月)

・7月7日(水)～9日(金)

・10月2日(土)～4日(月)

・平成23年1月26日(水)～28日(金)

○開催地 天草市

・平成23年3月25日(金)～27日(日)

▶小規模ボイラー取扱講習

この講習を修了すれば、小規模ボイラー(含・小型ボイラー)の取扱資格を取得できます。

○開催地 熊本市

・6月10日(木)～11日(金)

・10月14日(木)～15日(金)

▶お問い合わせ先

(社)日本ボイラ協会熊本支部

熊本市大江6-24-13天神コーポラス内

☎096-362-7775

TOPIC

◆甲佐町交通安全協会支部長研修

2月26日(金)甲佐町交通安全協会(永田勝得会長)は、小国町の小国警察署(佐藤正泉署長)を訪問し、平成21年度同協会支部長研修会を開催しました。

小国町と南小国町を管轄する同署の管内の人口は約1万2,000人で、本町とほぼ同じ交通情勢であることから視察研修先としました。

同署を訪れると、本町仁田子区出身の佐藤署長からの歓迎を受け、それぞれの交通安全に関する取り組みや本町の思い出などを語り合いました。

研修では、同署の森地域・交通課長から管内の交通情勢について説明を受け、交通安全に関する活動内容などについて

協議しました。特に、住民が出演する交通安全に関するDVDを作成・上映して交通安全の意識啓発を図る取り組みについて、詳しく内容などを尋ね、学ぶ点が多い研修となりました。



▲小国警察署を視察研修した甲佐町交通安全協会支部長の皆さん



甲佐初市 (市街地)

町民文芸

【短歌】 米納 三雄 選

膝丈に土手に育ったからし菜はゆれて香って黄の波走る
 村里の人を寡黙にするごとく音を吸い込み雪降りしきる
 末の娘も嫁ぎて我が家広々と胸の奥まで風吹きわたる
 温暖の三日続きで紅白の梅の花咲き庭の華やぐ
 とりどりの花を卓上に生けて食む一人の夕餉ぱつと華やぐ
 孫の婚に口紅こくぬり面付けておても踊りて皆を笑わす
 初市で値切りて買ひし山茶花も色褪せずして今年も咲きぬ
 朝庭に紅耀う木瓜の花傍えに蘇鉄の緑映えたり
 日一日寒さ温さをくりかえし訪ふ鳥の影のふえゆく
 枝を張り老木の梅は早々と花咲き満ちて香りを放つ
 味噌汁の一口うましこの朝生かさされてる身の幸せ思う
 パンクバーの冬季五輪の活躍をコタツムリにてテレビに見守る
 チャリンコと言いき終えし高三は明日への道をまたこぐだろう
 この日までただ練習を積み重ね滑る姿は神技と言わむ
 内緒だと耳打ちされしこの噂すでに仲間には共有して

赤星 延子
 田添 徳子
 塚原 晁益
 本田富美子
 松本ぬい子
 森田 房恵
 内田乃武子
 井上ユリ子
 上村 かず
 吉永由紀子
 本田 隆章
 緒方 明美
 渡辺 幸士

皆さんの作品をお待ちしております。
 (町公民館事務局 ☎096-234-2447)

【悪友】

悪友も歳とる程に捨て難い
 八十路越え悪友もみな好好爺
 悪友が杖を頼りに会いに来た

内村 邦夫
 成松 松枝
 北 仁子

【腹】

普天間をめぐって腹の探り合い
 腹の虫おさえてまるい返事する
 風呂の中メタボの腹を撫でまわす

林 雅之
 緒方 瑞枝
 布田 愛子

【雛】

初孫にママのお下が飾り雛
 雛飾り子どもを懐かしむ
 曾孫はお雛様よりなお可愛い

坂口 政子
 道上 絹子
 福田 清子

【川柳】

参道に昼行燈の灯がともる
 乗った気でぼんやりと見る流れ雲
 春眠の老眼鏡がすべり落ち

緒方 正堂
 丸岡はる子
 渡辺 幸士

【ぼんやり】

デコボンの一果に惹かれ苗木買う

本田サツ子

隣りの子早や小学生土筆生る

田端 慶子

つつましく生きる幸せ犬ふぐり

高田れい子

珍しくゆべし喰みたり祖母の顔

堀田 孝恵

如月の命日詣りや亡母恋し

古田 幸子

同窓の誼しみも古りて梅に歩す

楠本 美鶴

老忘れカラオケ歌う春の日よ

本田 信子

【俳句】

お誕生

住所	氏名	性別	保護者
白旗	高崎 葵	女	弘 行
豊内	稲葉 斗陽	男	龍 康
下横田	甲斐 颯馬	男	康 和
府領	野々口 真帆	女	和 宏
緑町	北里 空海	女	励 拓
下横田	和田 叶夢	男	拓 也

ご結婚

住所	氏名
〔夫〕 愛知県	岡田 五郎
〔妻〕 糸田	緒方三佑紀
〔夫〕 田口	山田 泰平
〔妻〕 船津	仲原 梨奈
〔夫〕 宇城市	林田 竜頼
〔妻〕 仁田子	村上沙也佳
〔夫〕 佐賀県	西村 孝志
〔妻〕 中山	西坂しのぶ

おくやみ

住所	氏名	年齢	世帯主
大町	池田 フキ	95	守
西寒野	藤田 君江	82	君 江
横田	小野 文夫	86	法 枝
上早川	本田 家富	84	富 明
田口	田崎 生雄	83	誠 也
府領	中野千恵子	81	正 人
緑町	牛島夫佐子	93	夫 佐
豊内	富永チヨ子	82	大 二

〔町史編さんだより〕

(前号からの続き)
糸田村の庄屋を世襲した家柄である緒方家の庄倒される量の文書群を、『町史』の編さん段階で全て見ることはできませんが、興味を引く多くの史料の中で、今回は「差紙(さしがみ)」を簡単に紹介します。
差紙は、惣庄屋や庄屋を任命する辞令や、事務連絡などに使われる、いわゆる公文書です。
この緒方家文書の差紙は、時期の早さ、質・量とも他の庄屋文書と一線を画すほど群を抜いた存在です。2005年、熊本大学の文書調査によりその一端が公表されましたが、その内容を見ただけでも、惣庄屋を長とする手永機構が、どのように庄屋と連絡を取り合っ

糸田村の庄屋を世襲した緒方家の文書



ていたかを垣間見ることができるのです。
一般に、差紙は断片的には見ることもありますが、ここまでの庄倒される程の内容はあまりありません。この史料調査が子細にでき

たら、今まであまり解明されなかった藩庁から末端組織である村単位まで、どのように行政システムがなされてきたかが理解できると思います。それは、今の行政システムと根幹は同じも

甲佐の歴史を紡いで

～町史編さんだより(19)～

甲佐町の庄屋文書(後編)

町史編集委員 花岡 興史 (近世)

のなのかもしれないのです。また、他にも「古今集覧」という便覧も魅力的です。これは、村の歴史から位置づけなど詳細に書かれています。いわば「甲佐町史系田地区編」ともいえるものです。
文書調査では、地方にまだまだ歴史を解明する貴重な文書が多く残っていることが実感させられます。町史編さん事業の間だけでなく、多くの方々が緒方家文書をはじめとする甲佐町の史料のすばらしさをご理解いただけたらと思っております。
▼『甲佐町史』編さんに関するお問い合わせ先
町社会教育課町史編纂係
☎096・234・3310

編集後記

ひと雨ごとに春が近づくと、3月。今年は寒暖の差が激しく、春と冬を行ったり来たり。初日は小雪も舞うほどの寒さで、寂しい春の訪れとなりました。
ようやく春らしい陽気となった下旬、豊内の免の山には小さな桜の花がちらほら。下豊内区の皆さんが植樹された苗木が花を咲かせ始め、甲佐の春に新しい彩りを描き始めています。
その免の山の山頂には、発掘調査が進む陣ノ内館跡。新たな遺構も明らかになり始め、類を見ない規模の館跡の解明は、甲佐のみならず、熊本県の歴史にも一石を投じることでしよう。
春爛漫(らんまん)のこの時期、ちよっと免の山へ足を伸ばしてみませんか。山頂で見渡せる甲佐の町並みを一望しながら、今と昔を思いをはせて、心新たに、新しい季節をスタートしてはいかがでしょうか。(C)

DATA		
平成22年2月28日現在		
人口・世帯数	増減	
男	5,364	2
女	6,128	7
計	11,492	9
世帯数	4,156	14



木の風景

木の風景 [79]

免の山の山桜

所在地：豊内



ヤマザクラ <山桜> バラ科 サクラ属 [落葉高木]

豊内の免の山の斜面などには、淡紅白色のかれんな花々を咲かせる山桜が、春の訪れを告げる。

中世の城館跡である陣ノ内館跡が山頂にある免の山の景観をより良くするとともに、地域の活性化のために、5年前から下豊内区では、山の斜面の雑

木林を伐採し山桜などの季節を彩る木々を植樹している。

区民の皆さんによって植樹された苗木は順調に育ち、山の春景色に淡い彩りを優しく添える。

<説明>

日本の野生サクラの代表で、山地に広く自生し、古くから人々に愛好されている。高さ15~25mになり、樹皮は

暗褐色。新芽は赤、茶色、黄色、緑色など変異が多い。成葉は長楕円形で、長さ8~12cm。ふちには細くて鋭い鋸歯があり、裏面は白緑色。葉柄の上部に2個の腺点がある。

3月下旬~4月中旬に、直径2.5~3.5cmで白色または淡紅白色の花が散房状に2~5個咲く。果実はほぼ球形で、5~6月に紫黒色に熟す。

広報

こうさ

2010年(平成22年)4月号
通巻489号

今月の表紙

3月12日(金)緑川河川敷での緑川保育所のお別れ遠足のお昼ご飯。お楽しみのお弁当を、友だち同士でお互いに見せ合っこ。